

第3回御嵩町農業委員会会議録

1、招集年月日	令和2年10月2日
2、招集場所	御嵩町役場2階 第1委員会室
3、開会	午前9時00分
4、会議に付された件名	
議第7号	農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について
議第8号	農地法第4条第1項の規定による農地転用申請に対する意見について
議第9号	農地法第3条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する許可について
議第10号	農地利用集積計画の決定について
議第11号	農地利用配分計画に対する意見について
報第2号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
5、事務局	事務局長 高 木 雅 春 事務局次長 伊 納 和 昭 書記 小 栗 直 也
6、会議録署名者	6番 鍵谷道隆 委員 7番 山口由美子 委員
7、欠席委員	
議 長	<p>定刻より早いですが、秋の忙しい時期ですので進めて参りたいと思います。</p> <p>報告をしたい件があります。水稻の作柄についてです。農協のカントリーのひとめぼれとあきたこまちの入荷の状況の説明がありましたが、間違いなく減収だと思います。極端な言い方をするとひとめぼれが約5割減と推定できます。申請してある面積と実際にカントリーに入った入荷量を比べると、その額は籾の状態です。それを玄米にすると乳白です。非常に米の質が悪いです。原因は長雨等の花が咲いた時の状況と8月の豪雨の2つの直撃を食らったのがひとめぼれではないかなと思います。今日から刈り始めましたあさひの夢、ハツシモについても若干は自然災害の影響を受けているような感じがします。その中でまたイモチも大発生しました。特に早植えのものはかなり減収という状況であります。</p> <p>最後の報告にもあるかと思いますが、来月の委員会からネクタイ、上着、バッジ着用でご出席いただきたいことを私の方からお願い申し上げます。</p>

	<p>ただ今の出席委員は、農業委員 14 名、農地利用最適化推進委員 4 名で定足数に達していますので、これより第 3 回御嵩町農業委員会を開会します。</p> <p>会議録署名者に、6 番 鍵谷道隆 委員、7 番 山口由美子 委員を指名します。</p> <p>それでは、議第 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p> <p>(事務局朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。</p> <p>1 号事案について、1 2 番 田中幹三郎 委員より説明願います。</p>
<p>12 番田中委員</p>	<p>12 番 田中です。1 号事案の説明をします。</p> <p>事務局より説明のありました事項については省略します。</p> <p>資料 5-1 をご覧下さい。</p> <p>申請地の場所はバロー御嵩店の真東で、県道 83 号線を挟んだ向かい側になります。北側におぐら接骨院及び個人の住宅、南側は道路を挟んで名鉄広見線が走っている場所です。</p> <p>転用の目的は店舗（ドラッグストア）の建築です。</p> <p>権利を設定または移転しようとする理由の詳細は、申請地及び一体利用地にて店舗（ドラッグストア）を建築し営業するという内容です。</p> <p>申請地の現在の利用状況は、農地 5 筆のうち、996 番地 13 の 506 m²にて〇〇さんが稲作をされており、その他 4 筆は休耕中です。休耕地は草刈りがなされ、耕作が可能な状態になっておりました。また、一体利用地として申請のあった土地 1 筆については平成 27 年 11 月 27 日付けで農地転用の許可が下りており、現在埋め立てられて駐車場として利用しているという状況です。</p> <p>転用によって生じる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要については 9 月 24 日現地確認により行いました。</p> <p>申請地の北側は宅地及び駐車場、東側は町道、南側も町道、西側は県道及び水路です。</p> <p>雨水は予定地中央を南北に流れる用悪水路に放流します。この用悪水路は名鉄広見線に沿って西へ流れ、付近一帯の田んぼの用水として利用されております。また、汚水は公共下水道に接続します。申請地境界部には土留めを設け土砂の流出を防止します。</p> <p>なお、工事施工にあたっては周辺農地に被害を及ぼさないように注意して行い、被害が発生した場合には転用事業者の責任において解決するとのことです。</p> <p>なお、将来は現在の V ドラッグは取り壊し、バロー御嵩店の駐車</p>

	<p>場を拡張する予定とのことです。</p> <p>申請にあたって書類の確認をしましたところ、必要な書類のうち、地元水利組合の同意書と、関西電力の地上権に伴う同意書が添付されておりませんでしたので、本日までの提出をお願いしております。その2点が提出されておれば、1号事案の申請内容に問題はないと思います。</p> <p>皆様のご審議をお願いします。</p>
事務局次長	水利組合の同意書と関西電力の同意書は提出されています。
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域が定められているため、第3種農地に位置付けられます。以上です。
議 長	<p>採決に入ります。</p> <p>1号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって1号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に2号事案について、12番 田中幹三郎 委員より説明願います。</p>
12番田中委員	<p>12番 田中です。2号事案の説明をします</p> <p>事務局より説明のありました事項については省略します。</p> <p>資料5-2をご覧ください。</p> <p>申請地の場所は肉のキングさんの店舗の真南で、店舗建物の裏側に接している田です。</p> <p>転用の目的は店舗駐車場です。</p> <p>権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細は、申請地を北側に存する店舗の駐車場とするという内容です。</p> <p>申請地の現在の利用状況は2筆とも耕作されているという状況です。</p> <p>転用によって生じる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要については9月24日現地確認により行いました。</p> <p>申請地の北側は宅地、東側は水路及び町道、南側は田んぼ、西側は水路です。</p> <p>雨水は自然浸透します。申請地境界部には土留めを設け土砂の流出を防止します。</p> <p>なお、工事施工にあたっては周辺農地に被害を及ぼさないよう注意して行い、被害が発生した場合には転用事業者の責任において解決するとのことです。</p> <p>補足ですが、東側水路について、19.9m接しております。そのうち約7.2mについて既設U字溝を撤去して伏越工にする計画です。</p>

	<p>こういうケースについては周辺営農者の水路清掃の省力化あるいは水路維持のためにもっと良い方法がなかったか、今後引き続き配慮が必要とのご指摘を鍵谷会長より頂きました。今後は地元水利組合様や事務局のご協力を得てより良い計画を転用事業者から引き出していきたいと思います。</p> <p>また、当日皆さんから出た質問で、駐車場と店舗入り口のアクセスに関することがありましたが、現状では駐車場にクルマを止め、東側道路を通過して店舗に向かうというお話でした。必要書類について確認しましたところ、地元水利組合の同意書が添付されておりませんでしたので、本日までの提出をお願いしております。地元水利組合の同意書が提出されておりましたら、2号事案の申請内容に問題はないと思います。</p> <p>皆様のご審議をお願いします。</p>
事務局次長	水利組合の同意書は提出されています。
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域が定められているため、第3種農地に位置付けられます。以上です。
議 長	<p>採決に入ります。</p> <p>2号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって2号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に3号事案について、3番 鍵谷正 委員より説明願います。</p>
3番鍵谷委員	<p>3番 鍵谷です。</p> <p>資料の5-3をご覧ください。</p> <p>事務局からの説明のあった事項は省きます。</p> <p>土地の所在地は伏見野崎地区です。伏見小学校から南へ 200mぐらいの所です。</p> <p>権利を設定し、又は移転しようとする事由は、6区画の住宅分譲地として造成をして販売するとのことです。</p> <p>転用することによって生ずる付近の土地の概要は北側は排水路、東側は雑種地、南側は公衆道路、西側は雑種地（登記上は農地）となっています。</p> <p>雨水は北側排水路に流します。汚水は南側下水道に排水します。</p> <p>西側、北側、東側にコンクリート擁壁を埋設し、周囲に土砂、水を流出しないように施工いたします。南側用水路には東側隅に柵を設けスクリーンを設置し用水の詰まり防止に努めます。なお5m間隔でグレーチングを設置します。北側用水敷きについては張りコンします。万一、転用に伴い被害が起きた場合は当方が責任を持って</p>

	<p>対処しますとのこと。</p> <p>添付書類は 土地の位置図、設計書、誓約書、隣地承諾書、残高証明書、履歴事項全部証明書、定款、水利組合同意書、水資源公団の承諾書が提出されています。転用によって生ずる付近の概要は9月24日に現地の確認を行いました。</p> <p>以上から3号事案の申請に問題はないと思います。皆さんの審議をお願いします。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p>
	<p>町の指導では、溝蓋の設置は7m間隔であれば、道路に面した開発についての協議は成立しますが、先ほど委員から説明がありましたように、水利組合あるいは農業関係者が開発されたところの溝についてはいろいろなことを進んでやりたくないという経緯があります。実は3号事案で鍵谷正委員が説明した転用申請では、地元の水利組合と自治会から用水路には全部溝蓋を設置してほしいという要請、グレーチングについては町の建設課では10mごとに1枚の設置を指導していますが、水利組合から5m間隔で入れてほしいという町の指導よりも強い要請を求めたところ、業者側に受け入れていただけたという経緯があります。</p> <p>農業委員が地元の水利組合とタッグを組んで、できるだけ良い方向に導いて将来のための努力をしていただければと思います。業者ができないと言うのであればそれまでのことですが、やっていただければならお願いしていきたいです。申請段階で将来のことについて協力を求めてやっていただけたらありがたいです。</p>
	<p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域が定められているため、第3種農地に位置付けられます。以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。</p> <p>3号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって3号事案は適当と認め進達します。</p>
	<p>次に、議題8号 農地法第4条第1項の規定による農地転用申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p> <p>(事務局朗読)</p>
議 長	<p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。</p> <p>1号事案について、6番 鍵谷道隆 委員より説明願います。</p>

<p>6 番鍵谷委員</p>	<p>6 番 鍵谷です。1号事案の説明をします。 ただいま、事務局から説明されました事については省略します資料の4-1をご覧ください。 申請地の場所はJAめぐみの伏見支店東側です。 転用事由の詳細用途は 一般個人住宅（庭）で利用するものです。 事由の詳細は周辺が住宅化してきたことから農地として管理して行くことが困難であった上、自宅の庭が手狭であることから申請地を一般個人住宅（庭）として利用するものです 転用することによって生ずる付近の土地等の概要は、北側は宅地申請者所有の宅地一体利用地、東・西側は宅地、南側は雑種地となっています 周辺の境界にはブロックを設置します。雨水は地盤浸透で処理します。 添付書類については誓約書、委任状、始末書、土地利用計画図について確認しました。 始末書は、「許可のないまま昭和 62 年頃より一般個人住宅（庭）として利用しておりました。法律に疎く所定の手続きをせず転用したことを誠に申し訳なく、深くお詫びします。今後は農地法を遵守します。何卒ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。」という内容です。 転用によって生ずる付近の土地の概要については9月 24 日に現地確認を行いました。 以上のことから1号事案の申請内容について問題はないと思います。皆さんの審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域が定められているため、第3種農地に位置付けられます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>採決に入ります。 1号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって1号事案は適当と認め進達します。 次に、議題9号 農地法第3条第1項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について、を議題とします。事務局より朗読願います。 （事務局朗読）</p>

議 長	事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。 1号事案について、10番 田中豊雄 委員より説明願います。
10番田中委員	10番 田中です。1号事案について説明します。申請地は御嵩公民館から南へ500mのところですか。権利を設定する理由の詳細は昭和50年当時より譲受人の土地と譲渡人の土地を対等交換しており、今回所有権を登記するためであります。譲受人が使用する土地の状況は田1280㎡、畑763㎡です。農機具の保有状況はトラクター1台、田植え機1台、コンバイン1台です。農業状況、誓約書などを確認しました。9月17日、推進委員の平田さんの立ち合いのもと現地確認を行いました。1号事案について特に問題はないと思います。皆様の審議をよろしく願います。
議 長	続いて 平田 功一 推進委員 現地の状況等の説明願います。
平田推進委員	御嵩地区 平田です。9月17日に田中委員と現地を確認しました。適切に管理されており、営農条件に問題はないと思います。以上です。
議 長	質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	特にありません。
議 長	採決に入ります。 1号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって1号事案は可決しました。
議 長	次に、議第10号 農用地利用集積計画の決定について、を議題とします。事務局より朗読願います。 (事務局朗読)
議 長	事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。 1号事案について、奥村 推進委員 現地の状況等の説明願います。
奥村推進委員	伏見地区 奥村です。先日、鍵谷委員と現地を確認しました。現地は適切に管理されており、問題ないと思います。以上です。
議 長	質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。 (事務局朗読)

議 長	<p>採決に入ります。</p> <p>1号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。よって1号事案は可決しました。</p> <p>次に議第11号農用地利用配分計画に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読、説明願います。</p> <p>本事案は私の議事参与にあたりますので、議長を職務代理者と交代します。</p> <p>1番 青木友誉 委員、よろしく願います。</p> <p>(3番 鍵谷正 委員 15番 鍵谷幸男 会長 退席)</p>
職務代理	<p>会長に代わり、議事進行を務めさせていただきます。よろしく願います。</p> <p>1号事案は 3番 鍵谷正 委員、15番 鍵谷幸男 会長に関係します。3番 鍵谷正 委員、15番 鍵谷幸男 会長は農業委員会等に関する法律 第31条 議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。</p> <p>(事務局朗読)</p>
職務代理	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>
職務代理	<p>採決に入ります。</p> <p>1号事案について適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。よって1号事案は可決しました。</p> <p>審議終了いたしましたので、3番 鍵谷正 委員、15番 鍵谷幸男 会長の着席を認め、議長を15番 鍵谷幸男 会長と交代します。</p> <p>(3番 鍵谷正 委員 15番 鍵幸男 会長 着席)</p>
議 長	<p>次に、報第2号、農地法第3条の3 第1項の規定による届出について、事務局より報告願います。</p> <p>(事務局朗読)</p>
議 長	<p>事務局から補足説明はありますか。</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>

議 長	<p>事務局からの補足説明はないということですので、以上をもって報告とさせていただきます。</p> <p>以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">9時40分終了</p>
-----	---

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを証するために署名する。

令和 年 月 日

議 長

6 番

7 番
